（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第六条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十二万二千円」を「百二十二万二千円」に改め、同項第二号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に改め、同項第三号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に、「百六万円」を「百五万五千円」に改め、同条第三項中「百五十万三千円」を「百四十九万五千円」に、「百四十四万千円」を「百四十三万四千円」に、「七十八万円」を「七十七万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千百円」を「三万四千九百円」に、「六万七千七百円」を「六万七千三百円」に改める。

附則第三項中「九十一万八千円」を「九十一万三千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、〇六〇、〇〇〇円」を「二、〇五〇、〇〇〇円」に、「一、五〇三、〇〇〇円」を「一、四九五、〇〇〇円」に、「一、四四一、〇〇〇円」を「一、四三四、〇〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、二二二、〇〇〇円」に、「一、二〇四、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三一、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、二〇四、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五九八、〇〇〇円」を「五九五、二〇〇円」に、「五六六、三〇〇円」を「五六三、六〇〇円」に、「五三五、二〇〇円」を「五三二、九〇〇円」に、「五〇二、六〇〇円」を「五〇〇、五〇〇円」に、「四七一、三〇〇円」を「四六九、五〇〇円」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第七条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「第二十七条の三第二項中」を「同項中」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級		2級	
		俸給月額		俸給月額	
		円		円	
1号俸	1	192,800		330,600	
2	2	194,500		332,900	
3	3	196,200		335,200	
4	4	197,900		337,500	
5	5	199,700		339,800	
6	6	201,400		342,100	
7	7	203,100		344,400	
8	8	204,800		346,700	
9	9	206,600		348,900	
10	10	208,500		351,100	
11	11	210,400		353,300	
12	12	212,300		355,500	
13	13	214,000		357,700	
14	14	216,000		359,700	
15	15	218,000		361,800	
16	16	220,000		363,900	
17	17	221,900		365,900	
18	18	224,600		367,900	
19	19	227,300		369,900	
20	20	230,000		371,900	
21	21	232,800		374,000	
22	22	235,700		376,000	
23	23	238,600		378,000	
24	24	241,500		380,000	
25	25	244,300		381,600	
26	26	247,100		383,500	
27	27	249,900		385,400	
28	28	252,700		387,300	
29	29	255,500		389,200	
30	30	258,100		391,200	
31	31	260,700		393,200	
32	32	263,300		395,200	
33	33	265,700		397,100	
34	34	268,300		398,800	
35	35	270,800		400,500	
36	36	273,300		402,300	
37	37	275,800		403,500	
38	38	278,400		405,000	
39	39	281,000		406,400	
40	40	283,600		407,900	
41	41	286,100		409,600	
42	42	288,700		411,000	
43	43	291,200		412,400	
44	44	293,700		414,000	
45	45	296,000		415,700	
46	46	298,700		417,000	
47	47	301,400		418,600	
48	48	304,100		420,200	
49	49	306,600		421,900	